

平成25年度第1回富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成25年10月2日(水) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時10分
2. 場所 富津市役所 2階 第2委員会室
3. 出席委員
十川敬三 (市議会議員) 白石良造 (被保険者)
小泉定男 (被保険者) 澤邊玉江 (被保険者)
東弘志 (学識経験者) 三枝奈芳紀 (保健医療関係者)
熊切篤 (保健医療関係者) 大塚坦造 (保健医療関係者)
小柴貞雄 (福祉関係者) 亀掛川明 (サービス事業者)
斎藤典子 (サービス事業者)
4. 欠席委員
磯部健一 (福祉関係者) 古堀真由美 (サービス事業者)
井本義孝 (サービス事業者)
5. 議件
(1) 議案第1号 富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について
(2) 議案第2号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について
(3) 議案第3号 富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募について
6. 事務局職員等
佐久間市長 正司健康福祉部長 大塚介護福祉課長 大川介護福祉係長
一河地域包括支援センター所長 立石主査 岩田社会福祉主事 北村主事

会議開催結果

1 会議の名称	平成25年度第1回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成25年10月2日(水) 午後1時30分～午後2時10分
3 開催場所	富津市役所 2階 第2委員会室
4 審議等事項	議件 (1) 富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について (2) 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について (3) 富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募について
5 出席者	【委員】 十川 敬三、白石 良造、小泉 定男 澤邊 玉江、東 弘志、三枝 奈芳紀、熊切 篤、大塚 坦造、小柴 貞雄、亀掛川 明、斎藤 典子 【市長】 佐久間 清治 【事務局】 正司健康福祉部長、大塚介護福祉課長 大川介護福祉係長、一河地域包括支援センター所長、立石主査、岩田社会福祉主事、北村主事
6 公開又は非公開の別	公開・一部公開・非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人 (定員2人)
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

介護保険運営協議会

発言者	発言内容
大川係長	<p>開会（13：30）</p> <p>定刻となりました。</p> <p>本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。</p> <p>ただ今から、平成25年度第1回富津市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>なお、富津市介護保険運営協議会の委員定数は、14人でございます。</p> <p>本日、11人の委員の方に出席いただいておりますので、運営協議会は成立いたします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。開会にあたり、佐久間市長からごあいさつ申し上げます。</p>
佐久間市長	<p>本日は、ご多用の中、また天候の悪い中をご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様には、介護保険運営協議会委員をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本市の介護保険の円滑かつ適正な運営のため、皆様方のご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、国の社会保障審議会の中で、団塊の世代が後期高齢者に突入する平成37年を見据えた介護保険制度の改正の議論が高まっています。</p> <p>新聞報道等によりますと、高齢者の方が増え、介護保険サービス利用者が増加する一方で、それを支える現役世代が減少する中、いかに介護保険制度を存続させていくかというところに的が絞られているところであります。</p> <p>これは、所得の高い高齢者の負担割合や、要支援認定者に係る予防給付の見直しなど、施設介護から在宅介護への流れを促進させるものであり、医療、介護、保健、福祉などのあらゆる資源を活用した地域包括ケアの推進がより重要になるものと認識しております。</p>

	<p>委員の皆様をはじめ、医療機関、介護保険事業者、地域の方々のご協力をいただき、高齢者の方が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを推進して参りますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議内容につきましては、会長及び副会長の互選、指定介護予防支援の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認並びに富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募についての3議案のご審議をお願いするものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。</p> <p>今日は、委員就任後初めての会議でございます。恐れ入りますが、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、十川委員からお願いします。</p>
大川係長	<p>皆さんこんにちは。富津市議会を代表いたしまして教育福祉常任委員長をしております、十川と申します。よろしくお願いいいたします。</p>
十川委員	<p>富津市老人クラブ連合会天羽地区の小泉と申します。初めてでございますので、よろしくお願いいいたします。</p>
小泉委員	<p>富津市介護認定審査会の会長をしております、東と申します。よろしくお願いいいたします。</p>
東委員	<p>富津市介護認定審査会の委員をしております、熊切と申します。よろしくお願いいいたします。</p>
熊切委員	<p>民生委員の代表をしております、小柴と申します。よろしくお願いいいたします。</p>
小柴委員	<p>グループホーム天羽苑で施設長をしております、斎藤です。よろしくお願いいいたします。</p>
斎藤委員	<p>富津地区区長会長の白石と申します。よろしくお願いいいたします。</p>
白石委員	<p>老人介護家族の会の会長をしております、澤邊です。よろしくお願いいいたします。</p>
澤邊委員	<p>三枝病院の三枝でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
三枝委員	<p>上総湊で調剤薬局をしております、大塚です。よろしくお願いいいたします。</p>
大塚委員	

亀掛川委員	<p>居宅介護支援事業所でケアマネジャーをしております、亀掛川といたします。 よろしく願いいたします。</p>
大川係長	<p>ありがとうございました。 それでは続きまして、職員の紹介をいたします。</p>
正司部長	<p>健康福祉部長をしております正司でございます。私から介護福祉課職員の紹介をさせていただきます。</p>
大川係長	<p>(職員紹介) 本日は委員就任後初めての会議でございます。市介護保険規則5条の3により会長が議長となると規定されておりますが、会長、副会長が互選されるまでの間、市長が仮議長の職を務めさせていただきたいと思っておりますが、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
大川係長	<p>それでは佐久間市長、議長席へお願いします。</p>
佐久間市長	<p>それでは会長、副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。 さっそく「議案第1号 富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について」を議案といたします。</p>
大塚課長	<p>事務局から説明をお願いします。 はい、「議案第1号 富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について」ご説明申し上げます。 お手元でございます平成25年度第1回富津市介護保険運営協議会資料の1ページをご覧くださいと思います。 富津市介護保険条例施行規則の抜粋を記載してございます。第5条の2第1項に「富津市介護保険運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。」とありますので、会長及び副会長を委員の中から、委員の皆様の互選により当選人を決定していただきたいと存じます。 以上で説明を終わらせていただきます。</p>
佐久間市長	<p>会長及び副会長の互選の方法につきましては、選挙と指名推薦の方法があり</p>

	<p>ますが、いかがいたしましょうか。</p>
白石委員	<p>はい、指名推薦の方法がよろしいのではないのでしょうか。</p>
佐久間市長	<p>ただいま、白石委員から指名推薦との意見が出ました。いかがいたしましょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
佐久間市長	<p>それでは、どなたか会長の推薦をお願いします。</p>
小柴委員	<p>はい、十川委員を推薦します。</p>
佐久間市長	<p>他に推薦はございませんか。ただいま小柴委員から会長に十川委員をとのご意見が出ました。他に推薦もないようですので、十川委員に会長をお願いすることについて、皆さん、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
佐久間市長	<p>異議なしと認めます。会長には、十川委員が、選任されました。続いて、副会長の推薦をお願いします。</p>
大塚委員	<p>東委員を推薦いたします。</p>
佐久間市長	<p>大塚委員から副会長に東委員をとのご意見が出ました。他にご推薦の方はいらっしゃいませんでしょうか。</p> <p>それでは、他にご推薦の方もいらっしゃいませんので、東委員に副会長をお願いすることについて、皆さんのご承認をいただけますでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
佐久間市長	<p>異議なしと認めます。副会長には、東委員が、当選されました。</p> <p>それでは、ここで仮議長の任を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
大川係長	<p>それでは、会長、副会長には前の席にお着きいただき、ひと言ごあいさつをお願いします。</p>
十川会長	<p>平成25年度富津市介護保険運営協議会の会長をさせていただくことになりました市議会の十川といたします。</p> <p>介護保険がスムーズに運営できるよう頑張っていきますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>

東副会長	<p>副会長に任命されました東です。できるだけ会長を助けるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
大川係長	<p>それでは、十川会長、議長をお願いいたします。</p>
十川会長	<p>それでは、私から本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。白石良造委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。</p> <p>「議案第2号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
大塚課長	<p>「議案第2号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、資料の2ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず、指定介護予防支援の業務でございますが、これは要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者に対して、その要支援認定者の意向を踏まえ、その者の身心の状況や置かれている環境等に応じて、在宅において自立した生活が営めるよう、その要支援認定者に適した介護保険サービスが利用できるよう介護予防サービス計画、いわゆるケアプランを作成するとともに、その給付管理を行うというものでございます。</p> <p>この要支援認定者に係るケアプランの作成等は、指定介護予防支援事業所、つまり地域包括支援センターが行うものでございます。</p> <p>しかしながら、量的や距離的な問題から、市内又は被保険者の居住する地域の要介護1から要介護5と認定された要介護認定者に対してケアプランを作成する居宅介護支援事業所にその業務の一部を委託することができる旨、介護保険法に規定されております。</p> <p>この委託をする居宅介護支援事業所の選定にあたっては、地域包括支援センター運営協議会の承認を受けることと定められております。</p> <p>この規定に基づき、こちらに記載の4つの居宅介護支援事業所に要支援認定者に係るケアプラン作成等の業務の委託を可能とするため、地域包括支援セン</p>

	<p>ター運営協議会の業務を担っていただいている本運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>なお、下から2行目に記載してあります福岡県に所在する事業所「ケアプランセンターとも（飯塚）」につきましては、被保険者が当該事業所の近くにございますケアハウスに入所し、速やかなサービス提供が必要であったことから、事後にご承認をいただくものとなっておりますことについて、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、現在、市内で14、市外で16の事業所について、選定の承認をいただいております。</p> <p>以上で、「議案第2号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」の説明を終わります。</p> <p>よろしくようお願い申し上げます。</p>
<p>十川会長 三枝委員 大塚課長</p>	<p>ただいまの説明に対して、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>富津市に住所のある方が福岡県の方に入居されたということでしょうか。</p> <p>はい、住所は福岡県に移しておりますが、入所した施設が介護保険の住所地特例の施設ということで、介護保険の保険者は富津市ということになりますので、富津市の介護保険給付を受けるということです。</p> <p>そのようなことで、私どもの地域包括支援センターがそちらまで行って本人の状態を確認して、ケアプランの作成をすることが困難ですので、近隣に所在する事業所にその業務を委託しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>三枝委員 大塚課長</p>	<p>わかりました。そうすると今後このようなことが全国であった場合、同じように承認していくことになるのでしょうか。</p> <p>おっしゃられるとおりです。例えば市外の特別養護老人ホームであると、要支援の方は入所することができませんので、ケアハウスなどの住所地特例の施設にそういった方が入所なされた場合には、その近隣の事業所に委託することになります。</p> <p>県外ではないのですが、先ほどお話ししました16の事業所に市原市、成田市、</p>

<p>十川会長 三枝委員 十川会長 大塚委員 大塚課長</p>	<p>八千代市の市外の事業所も入っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>介護保険料はどこで徴収されることになりますか。</p> <p>介護保険料につきましては、富津市へ納めていただきます。保険のサービスについても富津市の給付を受けていただきます。保険料の納入通知書を被保険者の住所へ郵送させていただいて、最寄りの金融機関で納めていただくこととなります。</p> <p>ただ、住所を移してからしばらくは金融機関の窓口で納めていただく必要がございますが、一定期間を過ぎますと年金から特別徴収されることとなります。年金保険者、例えば日本年金機構、あるいは共済組合の組合員であった場合は共済組合の年金担当が年金から引き去りをして、富津市へ納めていただくという形になります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>大塚委員 十川会長</p>	<p>わかりました。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、「議案第2号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」ご異議はありますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議もないようですので、「議案第2号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」は、承認することに決定しましたので、議案第2号を終了いたします。</p> <p>次に、「議案第3号 富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>はい、「議案第3号 富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募</p>

について」ご説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

地域包括支援センターは、要支援状態・要介護状態となる前から、高齢者の介護予防を推進するとともに、要支援状態・要介護状態となった後においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、あらゆる地域資源を活用して、医療、介護、保健、福祉などの多方面から、高齢者に対する包括的・継続的に行うマネジメント機能を強化していく中核機関として、平成18年に改正された介護保険法の規定によって設置することとされたものです。

地域包括支援センターの設置は、市町村又はこちらの資料にございます「2」に記載してございます介護保険法第115条の45第1項の第1号から第5号までに規定されている地域支援事業のうち第2号から第5号までの業務を一括して委託を受けた法人が、日常生活圏域ごとに設置することになっています。

また、この日常生活圏域は、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、その他の社会的条件を考慮して概ね30分以内で駆けつけられる区域で設定することとされています。

富津市におきましては、平成18年度から平成20年度までの3か年間の計画期間とする第3次介護保険事業計画において、富津地区、大佐和地区、天羽地区の旧町単位で3つの日常生活圏域を、本運営協議会の前身であります介護保険事業計画作成懇談会の議を経て設定しました。

また、地域包括支援センターには、高齢者概ね3,000人から6,000人ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門職各1人の計3人を配置することになっていますが、職員の確保等が難しい状況であったことなどから、暫定的に1つの直営の地域包括支援センターで担当することとし、また、本来の職員配置の考え方からすると、9人以上の専門職で業務に当たるべきところを、平成19年4月の開設以来3人の専門職で対応してまいりました。

しかし、社会構造の変化、単身高齢者・高齢者のみ世帯の増加、地域とのつ

ながりの希薄化などにより、年々地域包括支援センターで即座に対応すべきケースが増加し、また、そのケースも複雑化してきていることなどにより、市民の皆さんの要望に応えきれない状況となってきたため、介護保険事業計画に沿い、平成26年4月から、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者のより身近な地域で対応できるよう、その業務の受託法人を公募しようとするものでございます。

また、地域包括支援センターの業務の委託を受けた法人が、要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者に対する介護予防サービス計画、いわゆるケアプランを作成するとともに、その給付管理を行う指定介護予防支援事業所を立ち上げることとなります。

公募をする法人につきましては、業務の内容、また、地域の状況を承知して頂いている必要があることから、日頃、要介護認定者やそのご家族の相談等に応じていただいている事業所を有し、富津市内で指定居宅介護支援サービスの提供実績のある社会福祉法人又は医療法人といたします。

今後のスケジュールにつきましては、「5」の表に記載のとおり10月22日から公募受付を開始し、11月15日で公募受付を締め、11月下旬に受託法人の選定候補者選定を行う予定でございます。

選定候補となった法人が、地域包括支援センターの業務及び指定介護予防支援事業所の業務を行う旨の定款変更を行った後、当該法人から、地域包括支援センター設置届及び指定介護予防支援事業所指定申請が提出されることとなります。

この提出された地域包括支援センター設置届及び指定介護予防支援事業所指定申請について、本運営協議会を平成26年2月上旬に開催いただき、ご審議いただく予定でございます。

以上で、「議案第3号 富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募について」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの説明に対して、ご質問等はございませんでしょうか。

十川会長

大塚委員	<p>介護保険から要支援1、2を外して各自治体に委託するという動きがあるということで、その受け皿づくり、あるいは環境整備としての意味があるのですか。</p>
大塚課長	<p>要支援1及び2の方につきましては、先ほど市長からのあいさつでもありましたように、まだ確定的なものではなくして、現在、介護保険会計の中でその費用を負担するという考えを国ではしておりますが、要介護1から5と同じような保険給付という考え方ではなくて、資料「2」の中の第1号から第5号までのうち、第2号から第5号までの業務を委託するということになっております。</p> <p>地域支援事業の第1号業務が介護予防事業というものでございます。その中で、要支援1あるいは要支援2の方の予防事業を行うということを国の方では考えているようでございます。</p> <p>ですので、介護保険から切り離すというように新聞報道等ではされておりますけれども、介護保険会計の中でその方たちのケアをするわけで、介護保険給付からは外れるという意味でございます。</p> <p>それと、地域包括支援センターについては、ただいま申し上げましたように第2号から第5号までの業務を委託することになっておりまして、第1号業務については市が直営で行うことになります。</p> <p>ただし、地域にどのような方がいらっしゃるのか、どのようなサービスを必要としているのかという把握のお手伝いなどは、地域包括支援センターにお願いしようと考えております。</p> <p>あくまで、新聞報道等で切り離されると言われているような部分を主体で行っていくのは市でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
十川会長	<p>よろしいですか。</p>
大塚委員	<p>はい。</p>
東副会長	<p>定数を限る予定はあるのですか。3地区ですが。</p>
大塚課長	<p>日常生活圏域を3つ設定してございます。各地区に1つの地域包括支援セン</p>

<p>大塚委員</p>	<p>ターということになります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>近隣各市の地域包括支援センターの状況がわかりましたら、教えていただけますか。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>まず、君津市でございますが、1か所の地域包括支援センターで行っております。富津市と違うのは、人員の部分が私どもよりも多いということでございます。</p> <p>それから、木更津市は4か所の地域包括支援センターが設置されております。すべて委託での運営でございます。</p> <p>それから、袖ヶ浦市は直営でございます。出張所という扱いの所を1か所設けて対応しております。人員的な部分では多くなっております。</p> <p>また、県内では140の地域包括支援センターがございまして、直営が45、委託が95という状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>大塚委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>十川会長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p>
<p>東副会長</p>	<p>先ほど、3,000から6,000人に1か所というような話がありましたが、富津市は非常に広いので、人数の比率で割っているのではなくて、地域ごとで割っているということですよ。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>はい、おっしゃられるとおり地域でケアする、地域の資源を活用するということが従来から培われてきた社会的な繋がりなどを活用してケアするための中核機関ですので、旧富津町、旧大佐和町、旧天羽町という旧町単位で日常生活圏域を設定してございます。</p>
<p>十川会長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>東副会長</p>	<p>はい。</p>
<p>十川会長</p>	<p>それでは、質問等もないようですので、「議案第3号 富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募について」を承認することにご異議はありませんでしょうか。</p>

<p>委員一同 十川会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>では、異議もないようですので、「議案第3号 富津市地域包括支援センター運営事業受託法人の公募について」は、承認することに決定しましたので、議案第3号を終了いたします。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、平成25年度第1回富津市介護保険運営協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> <p>閉会（14：10）</p>
----------------------	--